

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	1 予防接種に関する事務 2 母子保健に関する事務 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石巻市は、予防接種・母子保健・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種に関する事務において特定個人情報保護ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

石巻市長

公表日

令和5年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	1 予防接種に関する事務 2 母子保健に関する事務 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	<p>1 予防接種に関する事務 予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法の別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>2 母子保健に関する事務 母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児、父母に対し保健指導や訪問指導、健康診査、妊娠や低体重児の届出、未熟児の訪問指導、健康教育、養育医療の給付を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①世帯情報の確認 ②母子管理票の打出し ③該当者名簿の打出し ④個人記録の管理 ⑤集計 ・番号法の別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種及び住民接種の実施、予診票の発行等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①予防接種実施対象者の把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法の別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	健康管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1 予防接種情報ファイル 2 母子保健情報ファイル 3 新型インフルエンザ情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 予防接種に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第10項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>2 母子保健に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第49項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・番号法第9条第1項 別表第一第93-2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>

②法令上の根拠	1 予防接種に関する事務 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16-2,17,18,19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)
	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の16-2, 16-3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)
	2 母子保健に関する事務 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の26, 56の2, 69の2, 87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)
	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の69の2, 70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)
	3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 (情報照会及び情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康推進課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月21日	特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)	評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、	予防接種、母子保健に関する事務において特定個人情報保護ファイルの取扱いについて、	事後	
平成28年7月21日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム	健康管理システム 中間サーバー	事後	
平成29年7月27日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	健康推進課長 沓沢 はつ子	健康推進課長 小野寺 奨	事後	
平成31年2月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	②所属長	②所属長の役職名	事後	
令和1年12月20日	公表日	2019/2/1	2019/12/20	事後	
令和1年12月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	(情報提供の根拠) 別表第二の26.56の2.87の項	(情報提供の根拠) 別表第二の26.56の2.69の2.87の項	事後	
令和1年12月20日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	(情報照会の根拠) 別表第二の70の項	(情報照会の根拠) 別表第二の69の2.70の項	事後	
令和3年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報	(情報照会の根拠) 別表第二の17.18.19の項	(情報照会の根拠) 別表第二の16の2.17.18.19の項	事後	
令和3年2月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報		(情報提供の根拠) 別表第二の16の2.16の3の項	事後	
令和3年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事		3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年2月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		3 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種及び住民接種の実施、予診票の発行等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①予防接種実施対象者の把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供 ・番号法の別表第二に基づき情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ・情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和3年2月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令		(情報照会及び情報提供の根拠) 別表第二の115の2の項	事後	
令和3年2月1日	Ⅲしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2015/7/1	2021/1/1	事後	
令和3年2月1日	Ⅲしきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	2015/7/1	2021/1/1	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号	事後	
令和3年10月17日	Ⅲしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2021/1/1	2021/10/30	事後	
令和3年10月17日	Ⅲしきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	2021/1/1	2021/10/30	事後	
令和4年11月30日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康部健康推進課	保健福祉部健康推進課	事後	
令和4年11月30日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康部健康推進課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111	保健福祉部健康推進課 住所:石巻市穀町14番1号 電話番号:0225-95-1111	事後	
令和4年11月30日	Ⅲしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2021/10/30	2022/10/30	事後	
令和4年11月30日	Ⅲしきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	2021/10/30	2022/10/30	事後	
令和5年11月30日	Ⅲしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	2022/10/30	2023/10/30	事後	
令和5年11月30日	Ⅲしきい値判断項目 2.取扱数 いつ時点の計数か	2022/10/30	2023/10/30	事後	